

令和5年第2回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年6月7日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	神場圭司	2番	矢後紀夫
3番	高野泉	4番	福田浩二
5番	大金清	6番	川俣義雅
7番	小川正典	8番	鈴木繁
9番	益子明美	10番	大金市美
11番	川上要一	12番	小川洋一
13番	益子純恵		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫	副町長	小松重隆
教育長	吉成伸也	会計管理者兼会計課長	齋藤昌代
総務課長	笠井真一	小川出張所長	村上明美
企画財政課長	深澤昌美	税務課長	星善浩
住民課長	石井里子	生活環境課長	杉本篤
健康福祉課長	益子利枝	子育て支援課長	藤浪京子
建設課長	横山和則	産業振興課長	熊田則昭
上下水道課長	加藤博行	農業委員会事務局長	田角章

学校教育課長 加藤 啓子

生涯学習課長 高瀬 敏之

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長 星 学 書記 金子 洋子

書記 奈良 大輔

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子純恵） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（益子純恵） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。
-

◎一般質問

- 議長（益子純恵） 日程第1、一般質問を行います。
-

◇ 益 子 明 美

- 議長（益子純恵） 9番、増子明美議員の質問を許可します。
益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

- 9番（益子明美） おはようございます。9番、増子明美です。通告書に基づき3項目について一般質問を行います。町執行部の建設的な答弁を求めます。

1点目は、若い世代の視点に立った「住めばみやこ」プロジェクト推進についてです。

先日、私のところに真剣に町の将来について考えている若い方が、町の施策のことでお話をしに来てくださいました。深刻な少子・高齢化への危機感、若い世代が町に希望を抱けていないこと、経済的な困窮世帯が若い世代に拡大していることなどから、様々な解決策を若

い人ならではの視点で提案していただきましたので、急遽、質問に組み込みました。若い世代の真剣な気持ちを私なりに真摯に代弁し、質問を行います。

「住めばみやこ」プロジェクトは、本当に若い世代の意見を取り入れたのか、若い世代に那珂川町は、住めば都でずっと住み続けたい町だと思ってもらえるのかという観点で細目3点について伺います。

細目1点目、町は、「第2期那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、「住めばみやこ」推進プロジェクトを立ち上げ、時代に合ったまちをつくり、安心・安全な暮らしを守るとしています。具体的に、若い子育て世代が那珂川町に住み続けようとするためには、どのような施策が重要と考えているか伺います。

細目2点目、現在、那珂川町では、馬頭高校に通う高校生のために、通学費等の助成を行っていますが、他市町の高校に通う高校生も含め、全那珂川町の高校生に通学費の助成をすべきと考えますが、町の考えを伺います。

細目3点目、親世代との同居は、いつの時代も少なからず若い世代も親世代も心配りが必要ではないかと考えます。世代間のギャップは、日常生活の中に多く存在し、様々な場面で葛藤を生みます。それでも親の思いに添いたいとか、親の介護のためとか、理由は様々あることではあると思いますが、若い世代が結婚しても親との同居を選択して親世代と一緒に那珂川町で生活を送っています。そのことに敬愛の気持ちを町として何かの形で表すべきではないか、そんな優しい気持ちを持つ町になれば、若い人たちも住み続けてくれるのではないかと若い人が考えてくれました。町として、親との同居世帯に助成をする考えはないか伺います。

以上、1項目めの質問といたします。

○議長（益子純恵） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 改めまして、おはようございます。

若い世代の視点に立った「住めばみやこ」プロジェクト推進についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、若い子育て世代が那珂川町に住み続けるためには、どのような施策が重要かについてですが、町では、現在、第2次那珂川町総合振興計画後期基本計画の下、町政運営を実施しております。

総合振興計画は、町内に居住する16歳以上の方を対象にアンケートを実施し策定したところですが、「住めばみやこ」推進プロジェクトは、町の将来像の実現に向け、総合振興計画

において、総合的かつ効率的、効果的に推進すべき重要な施策として、まちづくりの4つの重点プロジェクトの1つとして位置づけられています。

町としては、「住めばみやこ」推進プロジェクトに位置づけられているケーブルテレビを核とした地域情報化、ネットワーク化、災害に強いまちづくり、健康習慣づくりを推進し、時代に合った地域づくり、安心して安全なまちづくりを全ての町民を対象にした施策となっております。

なお、若い子育て世代への施策としましては、まちづくりの4つの重点プロジェクトの1つであります「結婚・出産・子育て」推進プロジェクトに位置づけられていますので、併せて推進していきたいと考えております。

具体的な施策については、既存の子育て支援事業の充実に加えて、子育て支援住宅「エミナール那珂川」の利用や子育て分譲宅地の整備などの新たな事業を組み合わせながら、結婚につながる活動の促進、子育て支援の充実、郷土愛の醸成、確かな学力の向上などを推進し、結婚から出産、子育て、教育まで若い子育て世帯が暮らしやすいまちづくりに努めてまいります。

以上であります。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させます。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ご質問の2点目、他市町の高校に通う高校生の通学費の助成についてお答えします。

町では、馬頭高校の生徒の確保及び維持存続を図ることや他市町からの生徒受入れによる町の活性化を目的に、同校に在学する生徒に対し、バスでの通学費、下宿費、家賃費を対象に補助金を交付しております。

ご質問のとおり、現在、町では、他市町の高校に通う学生には交付していない状況ですが、補助目的が違いますので、近隣市町の状況と併せて事業の必要性について調査・研究をしていきたいと考えております。

次に、3点目、親との同居世帯に対する助成についてですが、近年、全国的に核家族が増加する時代において、親との同居を選択されたご家庭においては、それぞれ個々の事情があることと受け止めております。親との同居世帯に対して町が助成をすることについては、助成の目的や基準、公平性を明確に定めることが困難と思われるため、現時点においては助成を行う計画はございません。

以上であります。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 再質問を行います。

まず、なぜこのような質問をしたかと言うと、若い方の話を聞いていると、「町の将来に希望が持てない」、「住んでいて楽しくない」、「若い人の意見を聞いてもらえない」ということが伝わってきているんです。これで、若い世代の視点に立った「住めばみやこ」那珂川町になっていないのではないんですかということを感じました。那珂川町に住み続けたいと感じる、住んでよかったと思えるには、子育て支援策だけで十分なのではないかということなんです。若い人のまちづくりへの思いを聞き、それを何とか形にできないかと一緒に考え、そして形にすることが重要ではないでしょうか。

令和3年9月議会の私の一般質問の男女共同参画の質問の中で、若い女性の意見を聞くべきとただしましたが、そのとき町長も「積極的に聞いていきたい」と答弁されておりました。その後、実際に町長は、若い人たちの意見をどのように聞く機会を設けているか伺います。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 具体的にどのような機会を設けているか、いつ几日、どのような形で、どういう方と話し合いをするとか、そういうことは一切過去にございませんでした。ただ、私が訪問した会合、あるいは商店、それから私も毎朝道の駅等にも寄りますけれども、そういうところでお会いした方々といろいろなお話はさせていただいております。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 正式にこの機会ですから、若い女性、男性も含めてですが、若い世代に直接町長がお話を聞く機会というのを公式に設けたらいいかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） その件は、私も必要である、このように考えておりますので、益子議員のご発言、これを庁内でよくかみ砕いて、どういう機会を設けたらいいか、検討をしてまいります。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 令和3年の9月議会するときにも同じような答弁がされているんですが、それ以来、公式にそういった場を設けるということをしてこなかったんですね。ですから、もう早急に若い世代の意見というのは聞いていただかなくてはならないと思います。対面だけではなく今の時代ならではのSNSでもよろしいかと思いますが、こういった機会を具体的に設けていきたいと町長は考えるか伺います。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） どういった機会を具体的に設けるか、今ここではっきりとお答えすることはできませんけれども、どのような機会を作ったらよいか、庁内でよく検討していきたい。それから、議員の皆様のご意見の中で、こういう機会がいいのではないかとかが提案があれば、そういうことも選択肢として考えてまいりたい、このように思っております。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 若い世代が那珂川町に住み続けていきたいと思っていただかないと、町の存続は本当に危ぶまれるわけです。ですから、常に、若い方々の意見というのを聞く機会を設けて、聞く耳を持っていただければと思います。早急に検討していただくよう要望いたします。

次に、細目2点目についての通学費助成についてですが、先ほどの答弁では、馬頭高校の存続に関しては、バスや下宿や家賃に関して補助していると。それはよく皆さん存じていることなんですけど、補助目的が違うので他の高校へ通っている那珂川町の高校生の助成に関しては、積極的に考えていっていただけるのかというところが重要になってくるかと思えます。

今日の下野新聞の記事に、烏山高校生の確保と烏山線利用増を目的に通学定期補助拡充というのを掲げました。那珂川町も馬頭高校生のみならず、関東バス路線の存続のためとか、高校入学をきっかけに他市町へ転出をしてしまうのを防止するためとか、いろいろな目的のために、ぜひ那珂川町に在住する全高校生に助成をしていくべきだと思います。

平成30年3月議会の一般質問で益子純恵議長が同様の質問をしています。そのときの検討というのは、具体的にどうなされたのか伺います。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） 大変申し訳ありませんが、その平成30年3月議会の検討につきましては、把握してございませんので、後ほど確認したいと思います。

今回の馬頭高校存続以外の目的での補助の検討ということについて、今日の那須烏山市の

状況なども踏まえまして、さらに近隣の市町の状況を踏まえまして、検討をしてみたいと思います。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） せっかく一般質問で皆さんそれぞれ提言をしているわけですよ。それをきちんとどうしていくか検討しますという話をされて、それがその時点では検討されたかもしれませんが、それが庁内の中で統一されて、引継ぎされていないということも課題かなと思います。

そういうことも踏まえて、馬頭高校存続のため以外に、新たに那珂川町に在住している高校生のために、その世代の経済的負担を軽減し、そして流出の防止につながるように、ぜひこの通学費の助成を実現化していただきたいと思います。町長のお考えを伺います。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） ただいま企画財政課長がお答えしましたとおり、過日のご質問については、庁内で話し合いはされましたけれども、目的が馬頭高校存続のために町内に通う生徒さんの通学費、あるいは遠方から下宿をされる方の下宿費、そういう補助をするということで、町は年間数百万円の補助金を出しております。

ただいまのご質問、当町から他の町へ通学している子どもに対する補助については、この目的とは相反しまして、できれば通学費のかからない馬頭高校に来てほしい、これが私の本音であります。

通学費がかからない、通学費を子育て世帯の援助のために出してほしいということは、もう馬頭高校に限らず、全ての子どもたちに補助をするという意味でございます。そういう市町がありますれば、いろいろお伺いしたり、参考にはさせていただきたいと思います。

ただ、今朝の新聞の那須烏山市の例でありますと、烏山高校存続のため、それから烏山線存続のために補助金を出す。それから、那須烏山市から市外に通う子どもたちの親にも補助金を出す、それは目的が烏山線存続ということに特化していますので、当町での関東バス存続、それと似たようなものではないかと言われればそうですけれども、その件については、今後また考えさせていただきたい。別の先進事例等も調査をさせていただきたい、このように考えております。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 町長の馬頭高校存続したいというお気持ちはよく分かりますし、私たちもそう思っています。でも、それと、那珂川町に在住する高校生に公平に経済的観点から助成をするというのは、また別の目的であります。子育て支援という観点でもありますし、そして転出を防止するという観点からでもそのような支援を行うべきだと思います。そして、そういった地元の高校の存続を目的とする助成金と、地元自治体から外に通う高校生に同時に助成金を出しているという例は、なかなか私も見つけきれませんが、高校生全体に助成金を出しているというのは、どの自治体もかなり多く、全国的に見るとやっていますので、その観点からぜひ実現をしていただきたいと思います。再度聞いても同じ答弁だと思いますので、ぜひこれは前向きにご検討いただきたいと思いますので、しっかりお願いしたいと思います。

それから、細目3点目について伺います。

同居世帯の基準や公平性の観点から、なかなかこういうことは難しいということです。これを提案してくださった若い方は、多分同じ世代の中でそういった家族間の困難さとかいろいろなことを耳にしているんだと思います。

そういったことに関して、町としては、どういうふうに思うのか、どういうふうに考えるのかということをお伺いしているつもりなんです、その点はいかがですか。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） こちらの質問をいただいたときから、町としてもどのような支援ができるかということをお考えのところでございますが、1回目に答弁したとおり、補助金制度として形に表すようなことは難しいということをお答弁させていただきましたけれども、当然、同居をしていただいて町を支えていただくという若い方に対して、町がどのような支援をしていけるのか、具体的にはなかなか難しい問題ですので、子育て支援であったり、地域活躍の場を提供したりということをお一つ一つ進めていって、若い方が那珂川町に住んでよかったと思えるようなまちづくりにするということをお目的にしたいと思いますが、ここで、具体的に何ができるかという明確なお答えはできないところですが、重点プロジェクトにもありますとおり、若い人も住み続けたいというまちづくりに支援していきたいと思っております。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） この質問をしたときに、庁内でどうしようかと、目的や基準はどういう

ふうに立てられるのかということを検討していただいたという答弁ですが、じゃ具体的に結婚している若い世代と同居しているという世帯の実数はどれくらいいるかというのを把握されたのか伺います。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問でございますけれども、把握できないというのが現実でありまして、この把握できないという観点からも、やはり補助基準的になかなか難しいというところであります。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 把握できないというのはちょっと理解できないんですが、把握しようとしなかったんじゃないかと思ってしまうんですが、実際、世帯の例えば単身世帯とか夫婦だけの世帯とか、いろいろな高齢者福祉政策の中で実態を把握するわけですよ。そうすると、同居世帯というのは、おのずと実態数として出てくるかと思えます。私もまだ実数は把握していないんですが、その実数を基にどれくらいの方がこういった気持ちを持っているのかということ、まずは理解していくべきかと思えますが、具体的に実数の把握というのに取り組んでいただけますでしょうか。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えします。

実数の把握にはいろいろなパターンがあると思います。同一敷地内に別宅を建てて生活をしていたり、1つ屋根の下で3世代同居していたり、お子さんはもう巣立ってお年寄りとその夫婦2人の4人家族といろいろなパターンがありますので、できる範囲で実数把握に努めて、今後の参考にさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 企画財政課長の答弁から、実数を把握していただくということですから、まずはそこから始まらないと何も見えてくるものがないのかなと、そういった世代の方がどういったことを考えて、どういった気持ちで那珂川町に暮らしているのかということ、まず知っていただくということが大事かなと思えます。その上で何ができるのかということ、考

えていかななくてはいけないと思います。

細目3点目のもう一つの質問なんですが、若い人の考える基準というのは、嫁として同居して抱えている困難さと捉えられるのかなと思うんですが、第2次まち・ひと・しごと総合戦略で掲げたのは、この町を再評価するという視点でした。何もないことを視点を変えて「住めばみやこ」と捉えるということでしたが、ここで言う「何もない」というのは、物質的な問題だけではありません。若い人たちから町として魅力的と捉えられない上に、そういった様々な精神的負担感もあるということなのかなと私は理解しました。こういった心情をご理解して、それを町としてどのように具体的に表すのか、政策に転換すべきではないのかということをお伺いします。いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） まち・ひと・しごと戦略の中の何もないまちの再評価ということでもありますけれども、議員がおっしゃったとおり、物質的なものが当町には少ないということでもありますけれども、現在、6名の地域おこし協力隊がおりまして、ほとんどが町外、県外の方が来ております。その人たちが、那珂川町は何もない町だけれども、すごい魅力にあふれている町ですよということで、日々、すごく活躍をしていただいております。そういう他から来た方の感覚などを取り入れながら、まちづくりに貢献できるような施策を作り上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 6名の地域おこし協力隊の方々が、一生懸命地域おこしのために、那珂川町に様々なアクションを行ってくださっていることは、私も重々承知しています。

そういった若い人たちと従来から住んでいる那珂川町の子育て世帯の人たちを結びつけるような政策、そういったことも必要なのかなと思います。

今の課長の答弁から、そういった人たちを中心に若い人と一緒に何ができるかというアクションを考えていくような政策も考えていただけるのでしょうか、伺います。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） その点につきましては、地域おこし協力隊の方々の活躍には期待しているところであります。それに合わせまして、元気プロジェクト協議会、6次化推進協議会などなど、町にはたくさんの協議会がありまして、若い人の意見や女性の意見を十分

に取り入れて活躍の場をつくり上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 今回、私は若い人と話をして、まちづくりには若い人の考えと協力が重要だとつくづく実感を感じました。なぜなら、未来を見据えているからにはほかなりません。そして、若い人に住み続けてもらわなくては、那珂川町の未来はありませんし、高齢者の安心で安全な生活も保障できなくなります。若い人にとっても住めばみやこの那珂川町になるべく、早急な取組を若い人の意見を聞きながら進めていただくことを要望しまして、1項目めの質問を終わります。

2項目めに入ります。

未利用公共施設等利活用基本方針の推進について伺います。

町は、令和元年8月に未利用公共施設等利活用基本方針を策定し、未利用公共施設等を単に町の資産として遊休化させるのではなく、最大限に効果を発揮できるように地域住民や民間事業者等と連携しながら、各施策に取り組んでいくとしました。

そこで、細目3点について伺います。

細目1点目、未利用公共施設等で利活用の見込みがないものはどのような対応がされているのか伺います。

細目2点目、馬頭地区の下水処理施設の空き地に関して当初の用途計画変更により別の利活用の可能性が出てきたことから、普通財産移行への手続を早急に進めるべきと考えますが、町の考えを伺います。

細目3点目、未利用地で宅地のものが多数あります。広く町民の住宅建築や民間活用できるようにしていくべきと考えますが、町の考えを伺います。

以上、2項目めの質問といたします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 未利用公共施設等利活用基本方針の推進についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、未利用公共施設等で利活用の見込みがないものの対応についてですが、令和元年8月に策定した那珂川町未利用公共施設等利活用基本方針に基づき、未利用公共施設等は重要な地域資源と位置づけ、活用できるものは最大限有効活用し、利活用を推進すると

しております。

利活用の方向性の考え方としては、まず初めに、公共性を持った事業への利活用の見込みの有無を検討し、利活用の見込みがある場合においては、事業計画を作成し、町直営または官民連携の手法により利活用を図ることとしております。

次に、公共性を持った事業への利活用の見込みがない場合においては、地域住民が主体性を持って地域コミュニティ活性化などの促進を目的とした要望がある場合は、地域住民に対し貸付けまたは売却等により利活用を促進するとしてございます。

さらに、公共性を持った事業または地域コミュニティの活性化促進事業としての利活用の方針がない場合においては、民間事業者への貸付けまたは売却等により、利活用を促進していく考え方で対応するとしてございます。

次に、2点目、下水処理施設の空き地の普通財産移行についてですが、下水処理施設の空き地については、現在、下水道処理施設の事業目的を持った行政財産として管理しております。下水道法事業認可に係る計画期間が令和7年度末までであり、昨年度見直しを行った那珂川町生活排水処理構想により、今後の下水道事業の方針は決まりましたが、令和7年度に下水道全体計画及び事業計画を見直す予定でありますので、早急に普通財産へ移行することは難しいと考えております。

次に、3点目、未利用地の住宅建築や民間活用についてですが、町が管理している行政財産、普通財産については、未利用地に限らず今後の維持管理や施設の在り方など方向性を示し、将来的な利活用を検討すべきであると考えております。

今年度、全ての公共施設の在り方を庁内の調整担当者会議で検討を進めていく予定でありますので、その検討と併せまして、未利用地の利活用について様々な観点から将来的な方向性を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） この未利用公共施設等利活用基本方針は、令和元年にできているんですよね。現在までにその方針がないものというのがどれくらいあると認識しているのか伺います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

未利用公共施設の内容でございますけれども、令和元年8月に作成した時点で18か所の施設が未利用地でございます。現在は、20施設が未利用地の公共施設になってございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 元年から2か所増えているわけですね。その間に検討委員会と課内の定期的な情報の共有ということをしてきているのか。方針の中では、常に情報共有して、その利活用の方向性を確認していくということが示されておりますけれども、そういうことは定期的にされてきたのか伺います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

情報の共有をされてきたのかということでございますが、平成元年8月以降、18か所の未利用地、施設ということで、そのままの状態です。市内の各課には情報を共有させていただいております。数としては2つ増加したということでありますので、令和元年からの情報は各課常に共有しているということで捉えてございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 情報は共有されているということなんですね。でも、そもそもこの普通財産の概念というのは行政財産と異なって、直接的に行政執行上の手段として使用されるべきものではなく、資として、経済的価値の発揮を目的としているというものではありませんか。具体的には、普通財産である土地や建物を貸すことや、土地を払い下げることによって得る代金で町の財政に寄与できる、この目的意識のもとに基本方針が立てられていると認識してよろしいでしょうか。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、町有財産の中で普通財産というものは、行政財産以外の財産ということで位置づけをしてございます。その中で未利用地の建物それから土地の未利用地というものを未利用公共施設としてございます。

普通財産の管理等につきましては、行政財産以外の管理ということで、維持管理というも

のが今までやってきた中での管理ということで捉えてございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 基本方針の中で、「最大限に効果を発揮できるよう」とうたっているの
で、これは地方自治法に基づいた経済的価値の発揮を目的としていくべきと、イコールとし
て捉えたいと思うんです。それについての直接的な答弁はなかったんですけども、課長もこ
の基本方針ができたときの課長ではないから、なかなか引継ぎができていなかったというこ
ともあるかもしれませんが、先ほどから行政の継続性というのが問題になってきてしまうん
ではないかと、せっかく方針が作られても、それをきちんと有効活用して目的に沿って前進
していかなければならないということが課題として見えているんですが、それは今回の質問
の趣旨ではないので置いておいて、この基本方針の推進に関して、普通財産は本当に最大の
効果を発揮できるように、そして町の財政に寄与できるように、町が利用しないんだったら、
広く売り払いをする、貸し出しをするということを広く公開してやっていかななくてはいけな
いんですよ。

その20か所ある未利用地の利用目的を今年度中に方向性を示すということではありますが、
それは完全に今年度中に明確にできるのか伺います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

方向性を今年度までにできるのかということでございますけれども、今年度、公共施設の
在り方というものを、庁内の調整担当者で検討させていただき予定でございます。未利用公
共施設だけでなく、今ある公共施設、行政財産それから普通財産、全ての公共施設におき
まして、今後の在り方というものを検討をしていきたいという考えでございます。数として
は相当数ございますので、目標としましては今年度末を目標に方向性を示していきたいと考
えてございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 総務課長が中心になって、責任を持って全ての公共施設の利活用に関し
て方向性を示していかれるというご答弁ですので、ぜひお願いしたいと思います。

そして、そのときに、売払いが適当と判断されたときに、町では普通財産の売払事務手続取扱要綱がないと聞いておりますが、これを並行して早急に策定すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

売払いの要綱を作成すべきではないかのご質問でございますけれども、町の土地利用の計画等につきましては、町の全体計画、全体の土地利用の方向性を示した土地利用計画というものがございます。個別の土地利用についての現在要綱はございません。

これまで具体的に土地の利活用を行う場合は、事業計画をもとに、それを庁内で検討・協議し、事業を実施している状況でございます。売払いに向けての要綱を作るべきではないかということでございますけれども、内部でその件は検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 売払要綱についていろいろ調べると、必ずこの利活用の基本方針とともにその目的として経済的価値の発揮をするために売払手続取扱要綱を設置して取り組んでいるわけです。この未利用地の有効活用というのは、町にとって財産に寄与できるという部分でも、この要綱はイコールであると思えますし、策定すべきであると思えます。

先ほど、課長が答弁された土地利用調整基本計画ですが、その中に宅地に関して、住宅地については低未利用地の有効活用を図るとともに、周辺環境との調和をしながら地域特性、防災などに配慮しながらゆとりある快適な住環境づくりに努めますと。子育て世帯の定住化を促進するために有効活用しますとうたわれているんですね。ですから、ここの未利用地の中の数ある宅地をぜひ住民向けに最優先に住宅を建てて活用していただきたいと望んでいるわけです。

それは細目3点目の質問に入ってしまうわけなんです、那珂川町に住みたい、住み続けたい、だけれども土地がなくて住宅が建てられないという声が多数上がるわけです。そういった面からもこの未利用地、住宅跡地を宅地として売払いに努めるべきと考えますが、お考えを伺います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

未利用地を住宅建築にしたらどうかということでございますけれども、未利用公共施設の

中には、以前、町営・町有住宅であった未利用地のところもございます。そのようなところは民間活用ができるのではないかと考えております。以前、令和2年度に庁内の中でこの18か所の方向性を出したことがありますけれども、その中には、先ほど言いました町有住宅だった土地については民間活用をすべきであるという方向性が出てございます。そういった意味で、できるところから順に利活用を図っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 令和元年度にこの方針を策定し、全協で説明があったんですよ。そのときの参考資料に、もう方向性が示されているんですよ。ですから、民間利活用と方向性が示された住宅跡地などは、早急に売払いするということが着々と進んでいくべきだったと思います。今年度中にそういったことをきちんと組み立て直して、未利用地の有効的な活用、そして町の財政に寄与すべき目的を持って計画をしっかりと立てていただきたいと要望します。

次に、3項目めの質問に移ります。

地域を担う多様な人材の確保について伺います。

現在、那珂川町の課題として、空き家の増加や耕作放棄地の増加、森林の荒廃、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足などがあり、過疎地域が抱える重要な課題が今後さらに深刻さを増していくと懸念されています。

今年5月1日現在の高齢化率は、馬頭地区で42.98%、小川地区で37.76%、町全体で41.04%です。その中でも大那地地区の高齢化率は56.79%、大山田上郷地区で49.05%、谷川・大内地区もともに47%を超えており、東部地区の高齢化率は急速に深刻さを増しており、地域の課題対応に困難を来すおそれがあります。

そこで、細目2点について伺います。

細目1点目、集落の課題を点検し、実情に応じた集落の維持・活性化対策に努めるという総務省の集落支援員制度を活用し、集落支援員を配置すべきと考えますが、町の考え方を伺います。

細目2点目、町の人口減少、高齢化は、すなわち人手不足につながります。農林業、商工業の地域産業の担い手を確保するため、また移住を希望する人への就業の機会提供のため、総務省の特定地域づくり事業協同組合制度を活用し、季節や時間で複数の仕事をするマルチワーカーの確保に努めるべきと考えますが、町の考え方をお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） 地域を担う多様な人材の確保についてのご質問にお答えします。

まず、1点目、集落支援員の配置についてですが、集落支援員は地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してのノウハウや知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への目配りとして集落の巡回、状況把握を実施することが主な役割となっております。

町では、現在、行政区を通して各集落の課題や要望などを把握し、柔軟に対応しておりますので、現時点では、集落支援員の配置についての計画はございません。

今後、町民からのニーズや新たな集落対策の必要性が生じた際には、既存の行政区の役割との整理を行い、配置の必要性を検討したいと考えております。

次に、2点目の特定地域づくり事業協同組合制度を活用したマルチワーカーの確保についてですが、本制度は、農業者や林業者、飲食・宿泊業者などの他事業者同士が組合員となり、その組合員で組織する組合が人材を派遣し、地域の仕事を組み合わせることで、年間を通じて新たな雇用の場、安定的な雇用環境、一定の給与水準を創出し、労働需要等に応じて複数の事業者による担い手の確保に資するものであります。

町では、安定した雇用環境の整備と担い手の確保、移住を希望する人への就業の機会を提供するため、それぞれの実情に応じて協力し合うという新たな担い手確保の施策として有効と考えており、町としましても本制度に関心を寄せているところであります。

制度の活用の際しましては、町内の業者が望んでいる担い手の姿やマルチワーカーの確保の見通しなどを把握し、制度の活用に向けての機運の醸成や理解が大切と考えております。また、必要な準備や手続など、クリアすべきものがあるため、今後において調査研究を行い、制度導入の必要性及び実現性を検討したいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 再質問を行います。

まず、1点目、集落支援員制度なんですが、行政区長が行政区ごとに課題を点検、把握して、解決に結びつけていただいていることというのは、私も重々承知しています。でも、区長では対応しきれない課題、例えば空き家問題とか、昨日、鈴木議員が質問していた鳥獣被害、林道や町道の草刈り等様々な課題がありますが、この制度を活用してそのような課題に

特化した集落支援員を設置すれば、より効果的に財政負担なく解決できると考えますが、そのような課題への対策はできているか伺います。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えします。

ただいま問題点が上げられました空き家対策、鳥獣害被害対策、周りの草刈り等、高齢化によってのなかなか美化活動ができないという問題は、どの地域でも共通の課題ということで認識しております。これらについても、行政区長さんを中心に課題解決に向けて取り組んでいただいているところであります。また、民生委員さんもその地域の中に入っていて、高齢者対策なども一生懸命やっただいております。

そこへこの支援員制度を導入するということになると、やはり色分けが必要になると考えております。導入するかについては、今後、行政区長連絡協議会等々で話題提供しながら、どういう形がいいのか、導入されることがいいのか、それとも既存の組織の中で強化を図るのがいいのか、検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 空き家問題があつて、空き家計画立てましたけれども、じゃそれをどう処理していくのかというのは、なかなかその先が進まないわけです。それから、林道や町道の草刈り、行政区長からお願いをされて建設課の職員の方が一生懸命対応されたり、産業振興課の職員が一生懸命対応されていますが、追いつかない状況があります。そういったところに集落支援員の配置をして、より効果的に課題が解決できると考えます。何も行政区ごとに張りつけるものと決められてはいません。任務を特化して集落支援員制度、国の交付金が活用できるわけですから、効果的に使っていただきたいと強く要望します。

それから、細目2点目の特定地域づくり事業協同組合制度は、制度に関して関心を寄せていただいて、機運を醸成しながら考えていきたいとのご答弁でしたので、ぜひ前向きに、もう既に取り上げている茂木町などありますので、そういったところに調査研究をしていただきたいと思いますが、1点だけ、那珂川町の事業所等の人材不足に関して、町はどのように把握されているのか伺います。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいま質問にお答えします。

人材不足の質問でございますけれども、実数把握はできておりませんが、感じているところを申しますと、コロナ禍において働き方が変わって、それが今度5類移行によって回復してきたにもかかわらず従業員が集まらないというお声はたくさんいただいております。

現実には、町営温泉浴場や道の駅等々で募集をかけてもなかなか人材が集まらないということも聞いてございますので、ほかの民間事業者さんにおいても同様なことが起きているのではないかと認識しております。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 人材不足を町としても肌感覚で確認しているということですので、その人材確保のためにも、そしてこの移住促進、若い人が那珂川町に移住したいと思ったときに働き口が担保できるような、そういった形でこの事業の取組を前向きに考えていただくことを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（益子純恵） 9番、益子明美議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（益子純恵） 再開します。

◇ 川 俣 義 雅

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員の質問を許可します。

川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 川俣義雅です。マスクを取って質問をさせていただきます。

質問は2項目です。

初めに、町の就学援助制度について質問をします。

那珂川町は、今年度から子どもの医療費無償を15歳から18歳まで引き上げ、小・中学校の給食費の半額補助を継続するなど、子育てに関して一定程度積極的な取組を行っています。しかし、長年にわたって日本の働く人の実質賃金は伸びず、消費税率が次々と上げられ、最近の物価高騰で子どもの教育費を出費するのは、ますます大変になっています。

文科省の調査によると、小学校入学から中学校卒業まで子ども1人当たり350万円から400万円程度の費用がかかるとされています。また、平均所得の半分以下の所得しかないいわゆる貧困家庭の子どもは、7人に1人となっていて、特に一人親の場合は、約半数が貧困家庭と言われています。どの子ども安心して学校に行けるよう援助することは、いわゆる先進国の中でそれが極めて遅れている日本の大きな問題です。

日本国憲法第26条には、「すべて国民は等しく教育を受ける権利を有する。義務教育は無償とする」ととても大切なことが書かれています。たとえ生活水準に差があっても、低くても、どの子ども経済的理由などで左右されずに、大学で学ぶことも含めて、教育については等しく受けることができると明確に宣言しています。

そして、小・中学校での教育にかかる費用は無償、家庭が負担することはないと断言しています。本来は、国が先頭に立って憲法第26条を誠実に実現しなければならないのですが、今までの政府は、この法律を実現するための努力をずっとさぼり続けています。

この憲法第26条を受けて学校教育法第19条には、「経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」となっています。これを根拠に、全ての市町村に就学援助制度があります。小・中学校に子どもを通わせるに当たって、経済的に困っている家庭に対し、学用品や給食費など各自治体が援助する制度です。生活が困難な子育て世帯にとっては、なくてはならないものになっています。

この就学援助制度を利用できるのは、生活保護を受けている要保護世帯と、生活保護は受けていないが生活困難と認められる準要保護世帯ですが、市町村によって準要保護の基準や申請の仕方、援助項目に違いがあります。子育て支援に熱心に取り組んでいると自負する那珂川町としては、ほかの自治体の取組などを参考に、就学援助制度をもっと充実すべきではないかと考え、以下、4点質問します。

1点目に、町の就学援助制度を利用している世帯数の割合を伺います。

2点目に、町の就学援助の対象になる基準を伺います。

3点目に、町の就学援助を受けるための申請方法を伺います。

4点目に、町の就学援助の項目について伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） 町の就学援助制度についてのご質問にお答えします。

まず、1点目、就学援助を利用している世帯数の割合についてですが、認定者は世帯数ではなく人数で把握しておりますので、その割合で申し上げますと、令和4年度は全児童生徒数の10.2%となっております。

次に、2点目、就学援助の対象になる基準についてですが、那珂川町に住所を有し、かつ国もしくは地方公共団体が設置した小学校、中学校に就学もしくは就学予定の児童生徒の保護者のうち、生活保護費の受給者や町民税の非課税や児童扶養手当の受給をしている方などのほか、生活保護法の基準を基に教育委員会が定める基準額を下回る方などが支給対象となっております。

次に、3点目、就学援助を受けるための申請方法についてですが、教育委員会より学校を通して全保護者に周知をした上で、希望する方には学校に申請書を提出していただきます。その後、学校長を経て教育委員会に提出され、要件の審査後、認定の可否が決定されます。

次に、4点目、就学援助の項目についてですが、学用品費、校外活動費、修学旅行費、入学準備金や新入学児童生徒学用品費、学校給食費などとなっております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 1点目の再質問です。

制度を利用している子ども、児童生徒の数は10.2%のようですが、その中で要保護世帯と準要保護世帯の数を教えてください。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいま質問にお答えいたします。

就学援助の人数ですが、令和4年度につきましては86人でした。要保護の人数につきましては、特定の懸念があるため割合で申し上げます。令和元年度以降は認定児童生徒のゼロから2%を推移しております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 要保護世帯というのは、ゼロから2%ということで、極めて少数だということが分かります。そうすると、圧倒的多数は準要保護世帯だということになりますが、生活保護そのものは受けていないけれども、所得水準は同程度という世帯がたくさんあるということでしょうか。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいま質問にお答えいたします。

所得水準につきましては、生活保護に準じる世帯ということで、町の要件により調査をさせていただきます。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 準要保護世帯というのは、要保護世帯に準じる世帯ということで、そういう基準になっているということだと思います。

現在、諸物価の高騰が続いています。今までよりも生活が苦しくなった家庭が増えていると思います。さらに、コロナ禍で職を失うなどで教育費が重くのしかかっている家庭が増えているのではないかと懸念されます。今までにも増して就学援助を受けたいと考えている家庭が増えているのではないかと思います。町はどう思っているのでしょうか。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいま質問にお答えいたします。

就学援助の対象者につきましては、文部科学省の調査によりまして、全国的にも減少傾向でございます。町におきましても、令和2年度、令和3年度、令和4年度を比較いたしますと、減少しております。こちらは、児童生徒数全体の減少によるものと思われませんが、確かに議員がおっしゃるとおり、ご家庭の経済状況も考えられるとは思いますが、そちらは分析はしてございません。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） なかなか数字にそのまま表れない、そういうこともあると思いますが、生活そのものは大変になっていると考えるのが普通ではないかと思います。

2点目の再質問です。

この町は生活保護とそれに準ずる家庭ということが基準になっているという話がありましたが、その一方で、基準をもっと緩めてより多くの世帯に援助をしている自治体があることはご存知でしょうか。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいま質問にお答えいたします。

当町においては、認定要件の1つとして、生活保護の水準を基準として審査を行っております。生活保護を基準に対しての対比值、いわゆる比較倍率につきまして、県内の状況を申し上げますと、現在は、県内全市町が設けているようです。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 私が調べた範囲では、県内では、宇都宮市と栃木市などが生活保護世帯の130%の所得までを認定基準にしています。全国的にも130%を基準にしている自治体が約4割に達して、一番多くなっています。

もし、町も基準を緩めるならば、就学援助を受けられる世帯が今の1.5倍くらいに増えるのではないかと思います。予算を少し増やすだけで保護者も子どもも助かります。生活に困っているより多くの世帯が就学援助を受けられるように、認定基準を緩める考えはあるでしょうか。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいま質問にお答えいたします。

生活保護基準額を1としたときの対比值ですが、現在、町では、同じ1.0でございます。令和4年度は、生活保護基準額により認定とならなかった申請者はいませんでした。物価高騰等の社会情勢も考慮し、今後の状況によっては、この基準について見直すことも考えられます。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） この那珂川町では、生活保護世帯に対して1.0ということは、同程度の家庭が準要保護世帯とそういう基準になっているということなんです、宇都宮市と栃木市は、1.3倍、130%になっているんです。同じことなんです、全国的にも基準を緩めて、文科省のたしか要綱では、同程度なんですよね。この町と同じなんです、先ほども申しましたように、もう自治体の約4割が1.3を基準にしているんです。これは、全てのところでやはり引き上げようということで動いているんだと思います。

先ほど、私が申しましたように、憲法第26条。これは、国民誰もが、1人も除かれることなく等しく教育を受ける権利を持っていると。それを受けた学校教育法第19条には、困っている家庭があったら、これは市町村できちんと援助しなさいと書かれているわけです。困っている世帯というのは、やはり増えているわけですから、基準は引上げるべきだと。引き上げるのか、引き下げるのか、とにかく緩めるべきだと私は思いますが、再度お答えをいただきたいと思います。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいま質問にお答えいたします。

文部科学省の調査によりますと、令和4年度の調査でございますが、県内の状況で1.1倍以上に設定している市町は22、生活保護基準額と同じ1倍としている市町が3市町です。当町は1倍です。今後、同規模の自治体の状況等を参考に、生活保護基準額の対比值について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 今、お答えになったように、とにかく、この那珂川町は、基準としては非常に厳しいんですよ。そういう厳しい基準になっているというのは、子育てを支援しようということでいろいろな施策を打ち出している町としては、これはまずいんじゃないかと、とんでもないことなんではないかというそういう思いに駆られませんか。教育長、どうお考えでしょうか。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） ただいまご質問にお答えしたいと思います。

当町の子育て支援策ということで、最初に議員がお話をくださいましたように、今年度、様々な支援策をいただいております、子どもたちへの経済的な支援と、それから保護者へ

の支援ということで、お力をいただいていると思っています。

ご指摘のこの就学援助制度につきましては、今、答弁させていただきましたように、他の市町と比べますと、対比值といいますか、基準値にちょっと差があるということは非常に認識をしております。それについて、今、物価高騰と経済状況が非常に悪くなっておりまして、教育費にかかる負担というのが大きくなっております。今できることとして、町も考えておりまして、給食費の半額、それから入学者への支援、そういったところに取り組んでいるところでございます。

この就学援助制度をどうするかといったことにつきましては、今後、他の市町とも検討させていただきまして、どの基準値だったり、制度だったり、こういった内容がふさわしいのか、それは今後の課題として、早急に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 最後におっしゃられた「早急に対応していきたい」というそれを待っていたと思います。

それでは、3点目の再質問です。

町は、以前は小・中学校に入学する児童生徒の保護者にだけ就学援助制度についてのお知らせを配布していました。数年前から全保護者に配布するようになっていきます。1歩前進だとは思いますが。

しかし、申請数が飛躍的に増えることはなかったようです。申請手続について、町からのお知らせには、先ほど課長もおっしゃいましたけれども、「申請を希望する方は、学校または学校教育課から就学援助費申請書を受け取り、記入して学校へ提出してください」と書かれています。しかし、申請書を学校か役場にもらいに行き、学校に提出するということは、大変勇気の要る行動だと、なかなか事を起こすのは難しいと私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいま質問にお答えいたします。

申請方法につきましては、学校から希望の保護者の方に申請書をお渡ししております。学校の教育活動に関わる制度でありますので、基本的には学校を経由する申請方法が望ましいと考えますが、事情により学校に申請することが難しい場合には、教育委員会で受け付ける

ことは可能と考えます。

ただし、その場合でも、支給手続は学校と連携して行いますので、認定情報を学校と共有することが必要になると考えます。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） この申請方法が、今、私が言ったような方法で、要するに申請書を取りに行って、申請書を記入して学校に出すというやり方では、なかなか申請できるのにもかかわらず、申請すれば恐らく認められるだろうと考えているのもかわらず、それができないという家庭が実際には私は多いと思うんです。生活保護に対しても、日本はその基準でありながら申請する人が極めて少ない。ヨーロッパなどに比べて少ないと言われていますが、この就学援助制度についても、恐らくそうではないかと思えます。

実は、東京都世田谷区、私、問い合わせをしました。この今の問題をどうやって改善していったらいいかということで、一昨年から申請方法を変えたようです。それは、区が全保護者に就学援助制度のお知らせ、申請するかしないかを記入する用紙、用紙を入れる封筒の3点セットを配布して、全保護者が申請するかしないかどちらかに丸をつけて、子どもを通して担任に封筒を渡す。ですから、全ての保護者が担任に封筒を渡し、それを学校が集めて学校教育課に届け、そこで初めて開封して、申請を希望する世帯の所得が該当するかどうか担当部署で調べ、申請を希望した保護者に認定されたかどうかを郵便でお知らせするというやり方です。この方法を始めてから、就学援助を受ける世帯が全体の14%にまで増えているそうです。このやり方なら安心して申請することができると思いますが、いい方法だと思いませんか。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいま質問にお答えいたします。

現在、当町では、毎年度4月に保護者全員に案内を送付しています。新入学生の保護者には、入学説明会や入学時に配付させていただいております。

申請希望にかかわらず全員提出の場合、毎年度、お子さん1人につき申請書を提出していただくこととなります。申請書の記入に不備があると審査できない場合があり、学校、保護者の方両方の負担が増えます。また、確認の手続の事務負担が大幅に増加いたします。速やかな支給手続を進めるために、現在の申請方法で実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 事務負担が増える、それはそうだと思います。だけれども、それを第一に考えるのか、それとも困っている子どもたち、家庭を応援したいと、それを第一に考えるのか。私は後者だと思います。役場の仕事そのものが、私は全体としてそうだと思うんですが、住民の福祉向上などに役に立つ仕事は率先してやるべきだと私は思います。それで事務が大変だということになれば、職員を増やすなり、何らかの方法をそれに準じてとるべきだと私は考えます。最初に、今の職員の人数では、これはできないということを基準にしては、私はいけないんだと思います。

町長に伺います。世田谷で始めたやり方は、生活に困窮し、できれば就学援助を受けたいという保護者がためらわずに申請できる優れた方法だと思いますが、参考にしたいと思いませんか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） そういうお考えの方があるということは認識をさせていただきます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 残念ながら、町長は、私は違うということを暗に言っているのだと思います。非常に残念です。自分が賛成なら参考にしたいと、それも参考にして考えると、それぐらいのことは私は言うはずだと思います。そういう考えのある人もいます。私は違うんだよというから、そういう考えの人もいますということになるんです。非常に残念です。

私は、優れた方法、保護者が安心して申請できる方法は何かと。どういう方法かということを実際に考えてほしいと。今までの申請したい人はどうぞ勝手に行動してくださいみたいな、それではもう進まないんです。先ほど言いましたように、全保護者に案内を配るようにしたというのは、私もそれはよかったと思っています。だけれども、それでは飛躍的に増えなかったんですよ。前の課長さんかその前の課長さんか忘れちゃけれども、伺ったんです。全保護者に案内を渡して、それで申請する方が増えましたかと。多少は増えたんですが、飛躍的ではありませんでした。

認定される基準が、先ほどから言っていますように、低いということもあるんですが、でも申請そのものも増えていないということを考えると、やはり申請方法に問題があるのでは

ないか、改善すべきではないかというふうに私は真剣に考えてほしいと思います。

4点目についての再質問です。

就学援助の項目がこれも自治体によって違っています。文科省の援助項目例にあつて、町がまだ就学援助の項目にしていないものは、卒業アルバム代、体育実技用具費、クラブ活動費、通学用品費、PTA費です。と私は捉えているんですが、間違いないでしょうか。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） 就学援助の項目についてのご質問にお答えいたします。

先ほど川俣議員がおっしゃった卒業アルバム代は、当町では支給をしております。

就学援助の項目につきましては、共通経費ということをまず対象としております。通学費につきましては、就学援助の対象項目とはしてはおりませんが、通学費補助金で対応をしております。部活動費用などについても国では定めておりますが、こちらも共通経費ではないので支給項目とはしてはおりません。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 卒業アルバム代は出しているということで、失礼しました。

県内の宇都宮市ではクラブ活動費も出されています。それから、栃木市では体育実技用具費も出されています。両方の市が通学用品費、これも出しているんです。考え方によって違うのかもしれませんが、宇都宮市、栃木市では出ているということもぜひ調べていただきたいと思います。

町がいろいろなものを援助するようにしたら、本当に苦しんでいる方、今も援助を受けていながらもっと増やしてほしいという方々の後押しになると私は思いますので、ぜひこの項目についても少しでも増やすようお願いしたいと思います。

最後に、もう一度まとめて聞きたいと思います。

教育を受ける権利、これは日本国憲法で保障されています。等しく教育を受ける権利を有すると。これはどう考えても、やはり援助が必要な世帯には援助すべきだということになります。そして、学校教育法19条で、各自治体は援助しなさいと書かれているんです。これが原則です。そうでない現実があったとしたら、できるだけ早く改めなければならないと思います。

具体的に、1つは、就学援助の基準を緩めること。2つ目には、申請しやすい方法に改善

すること。3つ目には、援助項目を増やすこと。ぜひ前向きに取り組んでほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） お答えをしたいと思います。

ただいまの川俣議員のご指摘を真摯に受けまして、改善できるところについては、今後、検討をさせていただきたいと思っております。

教育の機会均等法ですか、それについて、教育委員会がそれをなかなか理解できていなくて援助が十分でないのではというご指摘については、それについては国・県の支援を受けながら、それから町当局の支援を受けながら十分な対応をさせていただいていると思っております。ただ、この経済状況変化については、十分な対応が出来ているのかといいますと、そこは難しいところがあると思います。

また、国でも子育て支援については、抜本的な改革をということが報道されておりますので、それらの動きもまた見届けながら、どんな就学援助制度がふさわしいのか考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） ぜひ、積極的な態度で前向きに検討していただきたいと思っております。

2項目めの質問に移ります。

ふるさと納税に対する返礼品についてです。

ふるさと納税制度は、2008年に始まりました。人口減少などに伴って減収が続く地方を大都市などに住む人から税としてお金を送ってもらって税収を増やすという、そういう趣旨で始まりました。また、2011年の東日本大震災をきっかけにして、災害復旧に貢献したいと自分の出身地でなくても支援したい自治体に税金として納める人が増えてきました。上限はありますけれども、ふるさと納税をした分、自分が住んでいる自治体への税が控除されます。ふるさと納税をする人にとって援助したい自治体で自分の税金が使われ、自治体によっては、どんなことに使われたかを知らせるなどして、自分が住む自治体に税を納めるよりも大きな満足感が得られた人もいたと思います。

このふるさと納税制度、始めた頃は一部の人がこれを利用するにすぎませんでしたが、より多くのふるさと納税を受けたい、税収を増やしたいと返礼品を送る自治体が増え、次第に

それがエスカレートしていきました。どの自治体がどんな返礼品を用意しているかが一覧表でも示されるようになり、その返礼品目当てにふるさと納税が盛んに行われるようになり、現在に至っています。

ふるさと納税をすれば、その自治体から欲しい返礼品、納税金額のほぼ3割に相当する品物が送られて来て、所得によって上限はありますけれども、自分が住んでいる自治体の所得税や住民税が控除されます。所得が多い人ほどふるさと納税で欲しいものをたくさん手に入れることができるようになりました。

現状は、ふるさと納税をたくさんしてもらいたい自治体は、ほかの自治体よりも魅力的な返礼品を用意しようと、返礼品競争に巻き込まれています。一方で、確かに税収は増えても、返礼品を送るためにかなりの出費をしているのも事実だと思います。逆に、ふるさと納税をたくさんする人が住んでいる自治体では、納めてもらうべき税が目減りしているはずですが。

しかし、本来、税金は自治体による住民サービスを受けるための対価として、必要なものとして納めるものです。住民サービスを受けていない自治体へのふるさと納税によって、住んでいる自治体への税が免除されるのは、地方税の本来の在り方から外れていると思います。

現在進行しているふるさと納税は、今までの政権がふるさとで生きてきた人々から活力を奪い、生活を困難にし、税収を減らしてきたことへの反省もなしに政府の責任を棚上げして、自治体同士を競わせて税収を増やすも減らすも自治体の自己責任にする極めて悪賢い税制度になっていると思います。

今のままでは、ふるさと納税で税収をますます増やす自治体と、逆に、税収がますます落ち込む自治体とに差が広がっていくでしょう。ふるさと納税で多くの返礼品を手にする人と、地元で納税して返礼品とは無縁の人の差が広がっていくこととなります。この歪んでしまった制度は、きっぱりやめるか、根本的に改めることが必要だと思います。

以下、6点伺います。

1点目は、町は、ふるさと納税制度の趣旨をどのように捉えているか伺います。

2点目に、ふるさと納税による町の収入額がどう変化してきたか、この3年間の推移を伺います。

3点目に、ふるさと納税への返礼品として、何を送ってきたのか伺います。

4点目に、ふるさと納税に係る過去3年間の支出の状況を伺います。

5点目に、ふるさと納税を増やすこととふるさと納税制度の本来の趣旨を生かすことのどちらを優先させるべきと考えているか伺います。

6点目に、ふるさと納税の返礼品を送らず、そのふるさと納税の使い道を知らせてお礼にすることを考えてはどうか伺います。

以上、お願いします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ふるさと納税の返礼品についてのご質問にお答えします。

まず、1点目、ふるさと納税の趣旨をどのように捉えているかについてですが、ふるさと納税制度については、納税者が自ら寄附先を選択することで、使われ方を考えるきっかけになること。生まれたふるさとや応援したい自治体に貢献できること、自治体がそれぞれの魅力を発信し、競争力が向上することの3つの理念に基づいて、国民が生まれ育ったふるさとや応援したい自治体に寄附し、地方経済を再生させていくという趣旨で平成20年から始まった制度であります。

この制度の趣旨については、問題ないと認識しています。

次に、2点目、ふるさと納税収入額の過去3年間の推移についてですが、令和2年度は4,085万5,000円、令和3年度は5,072万円、令和4年度は3,318万1,000円となっております。

次に、3点目、ふるさと納税の返礼品についてですが、現在、那珂川町全体では73種類の返礼品を用意しております。昨年度において特に申込件数が多かった返礼品としまして、鮎やウナギの加工商品が上位でありました。

次に、4点目、ふるさと納税に係る過去3年間の支出状況についてですが、令和2年度は2,031万5,897円、令和3年度は2,443万1,806円、令和4年度は1,669万3,959円となっております。その主な支出内容としましては、返礼品代のほか寄附金の決済に伴う手数料やふるさと納税の支援業務委託料になります。

次に、5点目、寄附金の増額と制度の趣旨のどちらを優先すべきかについてですが、ふるさと納税制度により返礼品産業は国内産業として大きく成長しています。那珂川町においても、特産品開発による町内産業の活性化と併せて、より多くの方に那珂川町の魅力を知ってもらうことは重要でありますので、積極的に取り組み、寄附額を増やしていきたいと考えています。

次に、6点目、返礼品を送らず、寄附の用途を知らせることでお礼とすることについてですが、町では、寄附をいただく額の4割以上が返礼品及び経費として支出されていますので、返礼品を送らないことになれば、一般財源的に自由に使えるお金が増加することになります。現在、寄附をいただく際には、返礼品の希望と用途の希望を取っており、後日、返礼品の発

送と併せて寄附金の使途をお知らせしているところでもあります。

今後は、全件全てにおいて返礼品を送らないとすることは考えておりませんが、具体的な事業や使途に対して、返礼品なしでの寄附の募集を設けることを検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 再質問です。

ふるさと納税制度、自ら選択できることになっていますが、どこの自治体に納税するかという選択は、何が一番きっかけになっていると思われませんか。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） きっかけにつきましては、個人的には、やはり返礼品の内容、商品だと思っております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） そうだと思います。始まった頃はそうではなかったようですが、今はもろどの自治体がどんな返礼品を用意しているのか、それを見てここの自治体に納税しようということが最大のきっかけ、それがふるさと納税を行おうという一番の動機になっていると思われませんか。

今年の3月議会ですか、どなたが質問したかそれはちょっと忘れちゃいましたが、2点目のところでもお答えになっているように、ふるさと納税、この町が受けている額が減っているんです。それはなぜかという質問をした議員がいました。そのときの答えは、温泉とらふぐが送れなくなったからではないかというふうに、その当時の課長さんがお答えになっていると思います。

要するに、返礼品が目当てのふるさと納税だと考えていいと思うんですが、再質問です。ふるさと納税は、現在、返礼品競争になってしまっていると思いますでしょうか。そして、町もその中に巻き込まれていると思いませんか。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えいたします。

一部、返礼品競争になっている市町村が話題になっているのも承知してございます。また、当町において、温泉とらふぐや八溝ししまるの商品が今のところないということで、納税額も減少しているところも現実であります。

ただ、コロナ禍において、どこの市町村も寄附額が増えた、さらにコロナが収まってきて減っているという流れは、多分どこの市町村も同じではないかと感じております。

ただ、今後につきましては、先ほど申したとおり、返礼品産業につきましては、特色ある商品の開発というのは地域活性化にもつながりますので、バランスを取りながら対応していくことになると思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 明確にはお答えになっていないんですが、要するに、返礼品競争になってしまっているとはおっしゃいませんでしたけれども、特色あるものを用意したいということの裏返しは、やはり返礼品競争だろうと私は考えます。

先ほどもちょっとお伺いしたんですが、3年間のふるさと納税による収入4,085万、5,072万、3,318万と増えてまた最近減っていると、この原因は、温泉とらふぐなどがもう送れないことが原因ではないかと、前の課長がお答えになったと言いましたけれども、温泉とらふぐに加えて八溝ししまる、これも「八溝」という名前を冠することができないということが原因と考えていいのでしょうか。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） そういうことだと思います。当町の返礼品のトップは温泉とらふぐでありましたので、その商品がなくなったということが減少につながっていると思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 3点目、4点目に関してなんですが、ふるさと納税ですが、全国的に見ると、送られて来たふるさと納税額の手数料も含めて4割から5割が返礼品や手数料として支出されているようです。ということはですよ、ふるさと納税が盛んに行われるようになればなるほど、本来、どこかの自治体に納税されるはずの金額のかなりの部分が返礼品として

消えてしまうということだと思いますが、そう思いませんか。

つまり、ふるさと納税したい人は、自分が応援したい、あるいはこういう返礼品を欲しいというところに納税をする。100万円納税したとします。そうすると、40万円から50万円がその返礼品のために使われる。その人が住んでいる自治体には100万円に相当する税金がほぼ上がって来ないということになると、その100万円というのがもともと税金として使われたわけです。ところが、その人が100万円送っても4割から5割が返礼品に使われるということになれば、全国的に見れば、税金として納められる額の相当部分が減ってしまうと、そういうふうには私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） この制度はそういう制度でありますので、そういう見解もごさいます。

一方で、商品開発の部分においては、地域活性化、本来の趣旨であります地方の経済再生を趣旨に国は制度を創設したと思われまますので、その趣旨の制度にのっとった仕組みになっているかと考えます。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 私は、制度がそういうふうになっているというのは納得できません。そもそも自分が応援したい、ふるさとであったり、災害を受けた地方であったり、そういうところに自分の納めるべき税金を回したいと、そちらで役に立ててほしいということが、先ほども言いましたけれども、当初の趣旨だったはずで。

ところが、今はそうになっていません。この那珂川町をぜひ応援したいという方がいて、純粹にそうだとしたら、返礼品など欲しがりません。今は、そうではなくて、返礼品が欲しいということが動機になっていると思いませんか。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） 一番最初の再質問のとおりで、今の現状では、返礼品を目的とした制度の運用になっていると認識しております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣議員に申し上げます。細目の項目の順に従って再質問をお願いいたします。

川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 失礼しました。3点目を抜かしたということなんではないでしょうか。3点目、4点目に関してというふうに言ったつもりなんです、では、5点目に関してです。

今、課長がおっしゃったように、かなり動機が変化しているということはおっしゃいましたけれども、そういう現状を異常な事態だと思いませんか。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） 質問のとおり、新聞報道等で裁判沙汰になっている例など、過度の取扱いをしている市町村等もありますので、そういう認識は持っております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 6点目の再質問です。

町の方針として、返礼品競争から抜け出すことで、歪んできてしまったふるさと納税制度から事実上離れることができると思います。返礼品は送らず、何に使わせてもらったかを丁寧に知らせることでお礼とする、そういう自治体があってもおかしくないと思います。那珂川町もそうあってほしいと思いますが、どうお思いでしょうか。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいま質問にお答えします。

今後は、町の事業に沿って寄附をいただくという形で、実質返礼品は送らずに、町の事業に対して純粋に寄附をしていただく、ふるさと納税をしていただくというメニューを考えて、ほかの商品は商品としてラインナップした上で、新たな町の事業、具体的な事業名の商品をラインナップして返礼品を送らないようなことも検討に入れていかなくてはと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） ぜひとも前向きに、そういうことで町を応援したい、そういう方もいらっしゃると思いますので、その方の希望が通るようなそういうやり方を取ってほしいと思います。

住民の福祉向上などに十分な予算を確保したいというのは、町民共通の願いだと思います。そのための税収をどうやって増やすか、町も真剣に考えていると思いますが、第1には、町と町民が一体となった様々な取組を行い、町民の生活を豊かにしていく、そして国や県の無駄遣いがあればそれをやめさせ、地方への交付金増額を要求する。私は、このことに全力を挙げて取り組むべきだと思います。ふるさと納税の返礼品競争から手を引き、地道な努力を重ね、町民みんなの力で町をよくしていこうではありませんか。

以上で私の質問を終わります。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時 16分